

# 介護予防短期入所療養介護

令和 6 年 4 月より



## 介護保険給付対象サービス費

※単位数より個別に算出表示していますが、実際の料金は合計の単位数に地域加算を乗じた後割合数で計算するため、1円未満の切り捨て等による誤差が生じる場合があります。予めご承知ください。

様

1:基本料金 (円/日)		1割	2割	3割	詳細
<b>(i) 基本型 個室</b>					
	要支援 1	605	1,210	1,815	
	要支援 2	759	1,518	2,277	
<b>(iii) 基本型 多床室</b>					
	要支援 1	661	1,322	1,983	
	要支援 2	813	1,626	2,439	
2:加算料金 (円/日・回)		1割	2割	3割	詳細
✓	予夜勤職員配置加算	26	52	78	夜勤者の体制が一定の基準を満たしている場合
	予老短個別リハビリ加算	251	502	753	リハビリ職が個別にリハビリテーションを実施した場合
	予老短若年性認知症受入加算 1	126	252	378	40歳以上で若年性認知症の診断を受けている場合
✓	予老短在宅復帰在宅療養支援加算 I	54	108	162	在宅復帰機能を有し厚労相が定める基準に適合する場合
✓	予老短送迎加算	193	386	579	施設送迎を利用した場合
	予老短総合医学管理加算	288	576	864	治療管理を目的として、短期入所療養介護を行った場合 (10日間を限度とする)
	予老短口腔連携強化加算	53	106	159	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、当該評価の結果を情報提供した場合
	予老短生産性向上推進体制加算 I	105	210	315	利用者の安全介護の質、職員の負担軽減の検討委員会の開催や対策を講じた上で 見守り機器等を複数導入し、介護助手等を導入し1年以内ごとに1回業務改善効果のデータを提出の場合
	予老短生産性向上推進体制加算 II	11	22	33	利用者の安全介護の質、職員の負担軽減の検討委員会の開催や対策を講じた上で 見守り機器等を1つ以上導入し、1年以内ごとに1回業務改善効果のデータを提出の場合
	予老短療養食加算	9	18	27	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	予老短緊急時治療管理 1	542	1,084	1,626	症状が重篤となり救命救急医療が必要となった際に緊急的な投薬・検査・処置等を実施した場合
✓	予老短サービス提供体制強化加算 III	7	14	21	介護福祉士50%以上もしくは、勤続7年以上が30%以上
✓	介護職員処遇改善加算	所定単位数に ×39/1000 (3.9%)			
✓	介護職員特定処遇改善加算	所定単位数に ×17/1000 (1.7%)			
✓	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に ×8/1000 (0.8%)			

その他の料金 (介護保険適用外)

① 居住費 (円)			
	負担区分	多床室/二人室	個室
	第4段階(通常)	530	1,668
	第3段階	370	1,310
	第2段階	370	490
	第1段階	0	

※二人室・個室には下記の差額室料の算定があります

② 食費 (円)		
	負担区分	1日あたり
	第4段階(通常)	1,600
	第3段階②	1,300
	第3段階①	1,000
	第2段階	600
	第1段階	300

③ その他の費用 (円/税込)					
✓	日用品費	250 / 日		理美容代(散髪)	1,500
✓	教養娯楽費	200 / 日		理美容代(+顔そり)	2,000
	二人室料	550 / 日		電気代(個人で使用する機器)	50 / 日
	特別な室料(個室)	1,100 / 日		洗濯代(施設内で行なった場合)	700 / 7kgまで

キャンセル料金 規程

キャンセル料 ※利用前日の17:00以降	<b>1,600円×予約日数</b> の金額をお預かりいたします キャンセルのご連絡はお早めにお願ひ致します
-------------------------	---